

## 1. 台風が接近してくる場合

	基準	暴風警報発令時刻等	登園/休園	給食
1号認定	暴風警報	8:15までに暴風警報発令	休園	×
		8:15以降に暴風警報が発令された場合	登園後に暴風警報発令された場合はただちに休園となりますので、できるだけ1時間以内に必ず保護者等のお迎えをお願いします。※	△ 食わずに降園の場合もあります
2号認定	暴風警報かつ路線バスの運行状況	7:15までに、暴風警報発令中で、なおかつ路線バスが発令から終日運休した場合	休園	×
		7:15以降に暴風警報が発令かつ路線バスが運休した場合	登園後に暴風警報発令かつ路線バスの運休が決定した場合はただちに休園となりますので、できるだけ1時間以内に必ず保護者等のお迎えをお願いします。	△ 食わずに降園の場合もあります

※暴風警報発令、路線バスの運休が事前に見込まれる場合は、発令や決定を待たずに早めのお迎えをお願いします。

## 2. 台風が遠ざかる場合

	基準	暴風警報解除時刻等	登園/休園	給食
1号認定	暴風警報	6:30までに解除	通常どおり登園(8:15より受け入れ)	○
		6時30以降7:00までに解除	通常どおり登園(8:15より受け入れ)	×
		7:00以降に解除	休園	×
2号認定	暴風警報もしくは路線バス運行状況	6:00までに暴風警報解除もしくは路線バスが運行した場合	通常どおり登園(7:15より受け入れ)	○
		6:00以降6:30までに暴風警報解除もしくは路線バスが運行した場合	暴風警報解除もしくは路線バス運行開始時刻から1時間後に開園(7:15より受け入れ)	○ 暴風警報解除による登園
		6:30以降11:00までに暴風警報解除もしくは路線バスが運行した場合	暴風警報解除もしくは路線バス運行開始時刻から1時間後に開園	×
		11:00以降15:00までに暴風警報解除もしくは路線バスが運行した場合		×
		15:00以降に暴風警報解除もしくは路線バスが運行した場合	休園	×

※原則的には、上記のとおり対応します。

停電やその他の特別な事情により、開園できない場合、給食の提供ができない可能性があります。

### 3. 登園後に暴風警報・路線バスの運行中止が決定された場合

- 登園後に暴風警報発令、路線バスの運行中止が決定された時点で、速やかにお子様のお迎えをお願いします。

### 4. 町役場判断による休園

- 台風及びその他の場合(河川の氾濫等)で、登降園の安全面が確保できない可能性がある場合は、隣接する西原小学校(町教育委員会)の判断に準じて、休園にする場合があります。

### 5. 「特別警報」発令があった場合

- 路線バスが運行していても、「特別警報」が発令された場合は、休園します。
- 園児の登園後に、園がある地域に「特別警報」が発令された場合は休園となりますので、保護者は園からの連絡を待たず速やかに迎えてください。保護者が迎えに来ることが危険な場合は、特別警報が解除されるまで園児を保護します。